

第2期すこやかあきた夢っ子プラン（仮称・素案）の概要

子育て支援課

【計画の趣旨】

本計画は、子ども・子育てに関係する次の法律・条例に基づくもの。
 ・子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）
 ・次世代育成支援対策推進法（平成26年4月改正）
 ・秋田県子ども・子育て支援条例（平成18年9月成立）

【計画の性格】

◆子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業支援計画
 ◆次世代育成支援対策推進法に基く、地域行動計画
 ◆秋田県子ども・子育て支援条例に基づく、知事が定める子ども・子育て支援に関する基本計画
【計画期間】
 ◆平成27～31年度までの5年間

【計画の目標】

「地域が一体となって進める様々な取組を通じ、誰もが安心して家庭を築き、子どもを産み育てたいとの希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会」の実現

【計画の体系と政策】

政策1 「子ども・子育て支援の充実強化」

◆地域の潜在需要を踏まえた幼児期の教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実強化を図る。

基本施策1

教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供

◇地域のニーズを踏まえて教育・保育の提供体制を構築する市町村を支援
 ○教育・保育の計画的な提供
 ○子ども・子育て支援に携わる人材の確保と資質の向上
 ○保護者等に対し適切かつ円滑な教育・保育情報の提供

◎保育所待機児童の解消（H26）53人→（H31）0人
 ◎認定こども園の普及（H26）37園→（H31）63園

基本施策2

地域の子育てサポート体制の整備

◇放課後児童クラブや一時預かりなど子育て家庭の多様なニーズに対応する様々な取組を支援
 ○地域子ども・子育て支援事業の支援
 ◇児童虐待やDVの防止対策の推進、障害のある子ども、ひとり親家庭の自立を支援

◎放課後児童クラブ設置率（H26）76%→（H31）85%
 ◎ファミリー・サポート・センターの提供会員登録者数（H25）1,051人→（H31）1,350人

基本施策3

子育てと仕事の両立の推進

◇仕事と育児・家庭の両立支援に積極的に取り組む企業へのサポート強化
 ○商工団体等との連携による企業への働きかけ
 ○アドバイザーの派遣等による一般事業主行動計画の策定支援
 ◇男性の育児参加促進を図るため、意識啓発に向けた普及啓発等を推進

◎従業員数100人以下の企業における一般事業主行動計画策定件数(累計)（H25）570件→（H29）630件

政策2 「子どもを産み・育てる環境の整備」

◆子育て家庭への経済的支援や次の親世代に対する支援の強化など、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てる環境を整備する。

基本施策4

子育て家庭の経済的負担の軽減

◇全国トップクラスの福祉医療費・保育料助成等による子育て家庭の経済的支援を継続
 ◇奨学金の貸与、就学支援金の支給など、安心して進学できる環境づくり
 ◇ゆとりある住宅確保等の支援

◎県民意識調査「子育て家庭への経済的な支援」での十分である、概ね十分である、ふつう」の20-50代の割合（H26）38%→（H31）45%

基本施策5

子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

◇子育て家庭が生活しやすい環境の整備
 ○都市公園の整備、あきた子育てふれあいカードの取組推進など
 ◇地域全体で子どもの安全対策に取り組む体制の整備

◎あきた子育てふれあいカード協賛店数（H25）1,813店
 ↓
 （H31）2,500店

基本施策6

次の親世代に対する支援の充実強化

◇次の親世代となる高校生から社会人までを対象とした、結婚や出産、家庭に対する意識の醸成
 ◇「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供
 ◇若者が自立して家庭を持てるようになるための就業支援の充実

◎婚姻数（H25）3,865組→（H29）4,020組

基本施策7

心とからだの健康の増進

◇子どもや母親の健康の確保
 ○特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要した治療費に対する支援
 ○24時間受入可能な周産期医療体制の構築支援
 ◇子どもの食育の推進
 ◇子どもの心の育ちと青少年の健全育成

◎3歳児健康診査受診率（H25）97.2%→（H31）100%

基本施策8

子どもが成長するための教育環境の整備

◇小中高の教育活動を通じた、確かな学力、豊かな心、健やかならだの育成
 ◇学校、家庭、地域が連携・協力した子どもを育む体制の整備
 ○放課後子ども教室、放課後児童クラブの設置促進や運営支援

◎放課後子ども教室等の実施率（H25）90.6%→（H31）95.7%
 ◎放課後児童クラブ設置率（H26）76%→（H31）85%

【計画の推進体制】

◆基本姿勢

・家庭や地域、企業等との連携、県民と一体となった施策の展開
 ・目標指標や事業の実施状況の定期的な公表

◆推進体制

・市町村による子ども・子育て支援施策の推進
 ・県と国による市町村への重層的な支援
 ・秋田県社会福祉審議会子ども・子育て部会による調査審議
◆点検と評価
 ・施策の実施状況の点検、評価、毎年の公表

【策定スケジュール】

○平成26年12月～平成27年1月 パブリックコメントの実施
 ○平成27年2月 秋田県社会福祉審議会子ども・子育て部会での調査審議
 ○平成27年2月 県議会に計画案を報告
 ○平成27年3月 計画決定